

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年7月17日開催 信託協会]

1. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

2. 顧客本位の業務運営の確保について

- 2023 事務年度は、顧客本位の業務運営に関する原則を踏まえ、外貨建一時払保険、仕組預金を中心に個別のリスク性金融商品に係る販売会社のプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢などのモニタリングを行った。
- 当該モニタリングで認められた、販売会社等において共通するとも考えられる課題等を、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として2024年7月5日に公表した。
- このほか、2023 事務年度は、「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」も併せて公表した。
- 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んで頂きたい。

3. 金融犯罪対策について

- 2024年6月、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害の拡大を背景として、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。

- これを受け、2024年7月より従来のマネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- 従来のマネロン等対策も含めて、これからはFATF対応・制度対応だけでなく、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害の防止にも力点を置くことの重要性を皆様方にもご理解いただきたい。
- 金融庁としては、今般の「総合対策」に盛り込まれた「法人口座を含む預貯金口座等の不正利用防止」等の施策も含め、投資詐欺等をはじめとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携しつつ、スピード感を持って進めてまいりたい。

4. マネロン等対策に係る今後の対応について

- マネロン等対策については、2024年3月末を期限として、ガイドラインに基づく態勢整備をお願いしてきたところ、ほぼ全ての金融機関において対応を完了いただいたと認識している。皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。
- 今後、各金融機関においては、自社で整備し運用を開始しているマネロン等リスク管理態勢の有効性を検証し、必要な改善を繰り返しながら管理態勢を維持・高度化していく必要がある。
- 経営陣におかれては、2024年3月末までに整備いただいた管理態勢をスタート地点と捉え、リーダーシップを発揮して、管理態勢の有効性を高める取組を継続的に行っていただきたい。
- 当庁としても、有効性検証に関して、取組事例等の共有や、各金融機関の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

5. 「マネー・ロンダリング等対策の取組と課題(2024年6月)」の公表について

- 2024年3月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後はFATF第4次審査での指摘への対応から第5次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。
- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。

- このような認識の下で、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題(2024年6月)」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、2024年6月28日に公表した。
- 2024年3月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関におかれては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

6. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2023年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を2024年6月26日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、ITレジリエンス強化の参考となるよう、ATM停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。
- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト(TLPT)の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

7. 2024事務年度分のサイバーセキュリティ・セルフアセスメント(CSSA)について

- 2022事務年度から実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価(サイバーセキュリティ・セルフアセスメント:CSSA)の取組みについては、2024事務年度分(※)の実施に向け、2024年6月下旬に、各金融機関に自己評価の実施を依頼した。

※ 2023事務年度分の結果は、2024年4月に当庁のホームページにおいて公表した(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)。

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導

していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

8. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 2024年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、
 - ・ 金融機関等による経営改善・再生・再チャレンジ支援、事業承継及びM&A支援の促進、
 - ・ NISAの活用等や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革の実質化、資産運用業とアセットオーナーシップの改革など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - ・ 非上場株式の流通活性化など、スタートアップへの資金供給に関する環境整備、
 - ・ インパクト投資の推進や、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、サステナビリティ情報開示の充実など、サステナブルファイナンスの取組、などの施策が盛り込まれている。
- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点をご理解のうえ、金融機関の皆様のご理解・ご協力を今後もお願いしたい。

9. アセットオーナー・プリンシプルについて

- 政府は、「成長と分配の好循環」の実現に向け、2023年12月策定の「資産運用立国実現プラン」に従い、アセットオーナーシップの改革に取り組んでいる。
- その一環として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則である「アセットオーナー・プリンシプル」が内閣官房の作業部

会でとりまとめられ、2024年6月24日からパブコメに付されている。

- 信託銀行の皆様には、今後、プリンシプルが最終化された暁には、企業年金を始め、様々なアセットオーナーの運用をサポートされる立場から、プリンシプルの普及にご協力をお願いしたい。

10. NISAに関する一般向け資料集について

- 先日（2024年6月26日）、金融庁のNISA特設ウェブサイトにて、NISAに関する一般利用者向けの資料集を公開した。新しくNISAを始めた方に、あるいは市場が変動する中においてもNISAを適切に御活用いただけるよう、制度についてよく御質問をいただく点や、利用する際の留意点、活用事例等について、わかりやすく御紹介している。
- 既にこの場で申し上げているとおり、NISAに関して国民の関心が高まっている今だからこそ、国民の皆様が適切に制度をご活用いただけるよう、今一度、官民が連携した周知・広報が重要である。
- 金融機関の皆様におかれても、利用者への制度説明等の際に、ぜひ御活用いただきたい。また、内容についても、改善できる点があれば、ぜひ御意見をお寄せいただきたい。

(参考) NISAに関する一般向け資料集

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/slide_202406.pdf



11. 5月 G7 財務トラック及び6月 G7 サミットの成果物について

- 2024年5月23日から25日にかけてイタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が、2024年6月13日から15日にかけてイタリアのプーリアでG7首脳会議がそれぞれ開催された。両会合における金融分野の主な成果は以下。
 - ・金融システムの脆弱性を特定・監視・対処するためのFSB及び基準設定主体の作業の重要性が強調された。

- ・ノンバンク金融仲介（NBF1）に関して、同セクターの強靱性を強化するためのFSBの作業を強く支持している。具体的には、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。
- ・暗号資産に関しては、2023年5月のG7新潟声明で、G7は、FSB勧告等に整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回のG7声明で当該コミットメントを再確認した。また、金融活動作業部会（FATF）の取組の重要性を再強調しており、具体的には本年3月に公表された実施状況一覧表を含むFATF基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。
- ・昨年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みはOECD及び保険監督者国際機構（IAIS）と共にG7で策定された。
- ・財務トラックでは、サイバーセキュリティに関して、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7サイバー専門家グループ（G7CEG）が本年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7CEGに対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。

○引き続き、皆様の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

12. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるようにするため、本年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 金融機関においては、今後、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合においては、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい。

- 同様の観点から、本人死亡後の口座の閉鎖手続時は相続等の関係書類が多く、遺族による手続が煩雑になるため、顧客の個別事情に配慮し、丁寧な対応（窓口マニュアル整備の徹底等）を行うよう、金融機関に対して併せてお願いしたい。

13. 手形等のサイトの短縮への対応等について

- 2024年4月30日、公正取引委員会が「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更」を公表したことを受け、公正取引委員会及び中小企業庁より、手形等のサイトの短縮への対応について周知の要請があった。
- これを踏まえ、各金融機関は、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めるよう、要請文を発出したので、周知徹底方よろしくお願いしたい。
- なお、手形・小切手の取扱いを巡っては、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」において、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との最終目標を掲げ、官民一体で取組を進めており、各金融機関等による取組がより一層推進されるよう、引き続きご対応をお願いしたい。

14. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2024年3月8日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。各障がい者団体から、「ATM開発等の際には、障がいを持つ当事者の視点を取り入れていただきたい」「口座開設手続きにて家族以外の同行者の代筆を断られたため改善及び代筆の内規の徹底をお願いしたい」「対面サービスを行う店頭窓口で、代筆・代読を行っている旨の表示をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 2024年4月19日、意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイトにて公表しているため、参考にしていただき、一層、障がい者等に配慮した取組を進めていただきたい。

15. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 平成 23 年 5 月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、令和 6 年 6 月末までに、金融機関 100 先から累計 325 件、約 81 億円の債権買取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただきたくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

16. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法 440 条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切にご対応いただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度ご確認をお願いしたい。

(以 上)